

## 「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂案」に関する意見募集（結果概要）

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂案について意見募集を実施した。その主な結果概要は以下の通り。

### 1. 意見募集実施概要

- (1) 意見募集実施期間：令和6年7月12日（金）～8月2日（金）
- (2) 総意見数：864件

### 2. 意見概要

※1つの意見を分けて記載している場合や、同内容又は類似した内容の意見を集約して記載している場合がある。

#### (1) 全般について

- 重大事態調査報告書が実際の訴訟で活用されている実態があるため、刑事・民事・行政上の責任を問うものではないということを強調して記載してほしい。
- 重大事態の調査に要する期間、開始までの期間等の目安を記載すべきではないか。
- 学校におけるいじめについては、対象者が事象を正確に覚えていない等の場合があるので、その点についても、改めて事実確認の前提として伝えるべき。
- 診断書や被害届がない場合でも重大事態になることを記載してほしい。
- 当該児童生徒が卒業していることを理由に、申し立てを取り下げさせてはいけないという記載をしてほしい。
- 聴き取り調査やアンケート調査をする際、対象児童生徒が在学中で、重大事態の対象になっていることを他の児童生徒に知られたくない場合、どのような対応をすればよいか記載してほしい。

- 本ガイドラインの法的根拠を記載してはどうか。
- ～であることが望ましい、～であることが考えられる等の記載は全て「～の必要がある」という記載にして、調査主体等に義務づけるべき。
- 加害児童生徒については、転校を含めた対応を検討すべきであり、厳罰化を行うべき。
- いじめに関する事態について隠蔽を行った、助長したと認められる教師、教育委員会については、処分を行うべき。
- 本ガイドラインに沿った対応を行っていない教師、教育委員会については処分を行うべき。
- 公立学校におけるいじめの場合については、地方議会の関与を増やし、再発防止に取り組むべき。
- 不登校の定義については、「相当の期間」（約 30 日）欠席することを要件としているが、早退や遅刻も含めて計算するべきではないか。
- 学校、教育委員会がいじめに関する措置を行っていない場合については、対象児童生徒・保護者から首長部局や文部科学省等に報告することが出来る制度を設けるべき。
- 重大事態調査に関して、調査方法・調査組織・調査報告書・再発防止策について、対象児童生徒・保護者の意見を出来るだけ反映して対応を行うべき。
- 改訂版であることが明らかになるように、ホームページ等で周知してほしい。

## (2) はじめについて

- 対象児童生徒、関係児童生徒の用語については、いじめを受けた者、いじめを行った者に変えるべきではないか。
- 「こども基本法」の法律番号を記載したほうがよい。
- いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の「疑い」という部分が分かりにくいいため、本ガイドラインにおいては、「可能性が少しでもある」「いじめに

よる影響が懸念される」等、分かりやすい表現にすべきではないか。

### (3) 第1章について

- 重大事態調査の概要が記載され、その後に、目的が記載されているが、目的を明らかにするという意味で、先に目的を記載した方がよいのではないか。
- 重大事態調査の目的は、児童等の尊厳を保持するためであることから、そのことについて明記すべき。

### (4) 第2章について

- 重大事態に対する平時からの備え等は、全ての教職員に求められるものであり、「全ての教職員」と「教職員」を書き分けないほうがよいのではないか。
- 「重大な被害が確認できた場合や欠席が多くなってきた児童生徒について重大事態につながる可能性が高い場合、学校と家庭が連携して（略）」とあるが、これは、可能性が高いかどうかの基準がないため、判断がつかず、説明がなかったということでトラブルになる危険性があるのではないか。
- いじめの未然防止教育において、ネットいじめに関する内容やいじめには犯罪行為となりうるものもある等しっかり子供達に教育するべきではないか。
- 未然防止に関する記載を充実させ、「いじめ重大事態に関する予防と対応のガイドライン」という名前に変えた方がよいのではないか。

### (5) 第3章について

- いじめに関する対応については、警察が直接介入を行うべき。また、犯罪行為と考えられるいじめについては、まず、警察に連絡するべきではないか。

- 学校が、当該いじめについて、犯罪行為と判断することは出来ないのではないか。
- 「対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは「決してあってはならず」というのは言い過ぎてはないか。
- 不登校児童生徒への支援については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、児童相談所などの連携について記載すべきではないか。

#### (6) 第4章について

- 保護者等からの申立てがあったときは重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとされていたが、いじめが起これない状況であるかどうかの確認作業をするという学校・行政の行為を認め、学校・行政の裁量を認めることとなり、重大事態の認定は大きく後退するのではないか。
- 「法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合」を具体的に記載してほしい。
- 適切な重大事態調査が実施されるためには、保護者の協力が必要であることから、保護者の姿勢についても記載して、学校と保護者の連携強化を行うべきではないか。
- 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる旨を学校いじめ基本方針に記載し、その旨を入学式等で周知すべき。

#### (7) 第5章について

- 重大事態調査に係る文書保存については義務であることを明記すべきであり、保存期間も5年は短いのではないか。

#### (8) 第6章について

- 重大事態の調査については、全て第三者委員会方式による調査を行うべき。

- 同地域内にいる、スクールカウンセラー等は、雇用主が同一である以上、第三者には当てはまらないのではないか。
- 調査組織を常設とした場合も、案件に応じて、第三者性が確保されているかどうか、確認すべき。
- 調査組織における第三者の確保については、自治体が行うのではなく、国が行うべきではないか。
- 不登校重大事態については、原則として学校を調査主体とするとされているが、これは今回の改訂で削除してほしい。
- 第三者の報酬について、国が予算を確保すべきであり、さらにもっと踏み込んだ記載が必要である。

#### (9) 第7章について

- 「対象児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査することが望ましい」とあるが、関係児童生徒の個人的な背景や家庭状況も調査対象とすべきではないか。また、プライバシーの観点もあることから、本人の同意の可否について記載すべきではないか。
- 26 ページの枠線内の「1号事案」、「2号事案」とは何か。
- 対象児童生徒から要望があった者でも、調査組織の判断で聴き取りを行わない場合もあることを付け加えるべきではないか。

#### (10) 第8章について

- 経過報告や調査結果報告を説明する者について、別途適切な者とは誰か、また、調査主体者ではなく、調査委員が説明すべきではないか。
- 聴き取りについては、全件、専門家又は第三者の同席・参加を行うことが必要と読めてしまうので、特段の配慮が必要な事案・対象者の場合といった限定した表現が追加されるべきではないか。
- 報告書の共通事項が細かすぎるのではないか。
- 報告書の共通事項である、「当該事案の事実経過から認定しうる事実」という記載は「いじめと重大な被害との関係性」という記載が適切ではないか。
- 「個人的な背景（例：発達的な特徴、人格特性や精神疾患）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事）など」の精神疾患は身体的な疾患も含まれる可能性があるため「疾患」にすべきではないか。

- 「事実関係を把握し、対象児童生徒への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の) 加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる」とあるが第三者委員会についてはここまで出来ないのではないか。

#### (11) 第9章について

- 現行のガイドライン12ページに記載がある(被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明)に記載されている「ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。」という一文がないので記載してほしい。
- 個人が特定される可能性があるため、調査報告書については、公表を控えるべきではないか。
- 重大事態の調査報告書は概要ではなく本体を提供することとすべき。
- 追加調査の判断について、文部科学省や第三者が介入するべきではないか。
- 調査結果等の説明についてHPで公開していることを理由に説明を省略してはならないということを記載してほしい。
- 結果の公表については学校や設置者側での対応が難しいことから、国で最低限の公表基準を決めるべき。

#### (12) 第11章について

- 第11章第1節の●5個目の「調査報告書の中で、いじめを行った児童生徒に対しては～」の「調査報告書の中で」という文言は不要ではないか。

#### (13) 第12章について

- 再調査を開始する要件は記載されているが、再調査を終了する要件については記載されていないため、記載していただきたい。

#### (14) 別添資料について

- 別添資料1に掲載されていないことを理由に重大事態として取り扱わないという運用が考えられるため、掲載している事案を充実させてほしい。